

まんのう町選挙管理委員会告示第 63 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 8 月 12 日

まんのう町選挙管理委員会 委員長 秀石 修二

50 分の 1 の数	283 人
6 分の 1 の数	2,357 人
3 分の 1 の数	4,713 人